

第1回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年5月1日 13:30～14:30
2. 場 所 釧路市阿寒町行政センター3Fホール
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 吉田 重喜委員 | 2番 河崎 忠委員 | 3番 田井 博行委員 |
| 4番 福西 範委員 | 5番 田井 克廣委員 | 7番 淺野 徳昭委員 |
| 8番 熊坂 隆雄委員 | 9番 野村 照明委員 | 10番 佐藤 裕司委員 |
| 11番 松下 裕幸委員 | 12番 佐藤 泰正委員 | 13番 細川 裕委員 |
| 14番 菊池 隆委員 | 15番 村上 正人委員 | 17番 山崎 一彦委員 |
| 18番 菊池 利治委員 | 19番 大坂 博文委員 | 20番 稲場 洋二委員 |
| 21番 成田 俊英委員 | | |
- (以上 19名)
4. 欠席委員 なし
5. 参 与 者
- 農林課
課長 永洞 直哉
農業委員会事務局
事務局長 坂井 和之 事務局次長 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
農地業務担当員 道尾真弓 農地業務担当員 小泉真由美
- (以上 6名)
- 会議録署名委員の指名
- | |
|-------------|
| 1番 吉田 重喜 委員 |
| 2番 河崎 忠 委員 |
6. 議事日程
- 会期決定について 平成27年5月1日(1日)
- 議案第1号 議席の指定について
- 議案第2号 会長及び会長職務代理者の互選について
- 議案第3号 釧路市農業委員会専門委員会の設置について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について
- 議案第6号 河川敷土地利用権に係る許可申請について
- 会務報告
- 報告第1号 現況証明願について(市街化区域)
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

ただいまより、任期満了に伴う改選による最初となります、第5期第1回釧路市農業委員会総会を開催いたします。

釧路市農業委員会会議規則により会長が議長となり、議事進行を行うことになっておりますが、現在、会長が不在となっております。

また、総会招集者の蝦名市長も公務のため、退室されましたので、市長の代理としての立場で農林課長であります私、永洞が、会長が決定するまでの間、臨時の議長を務め、議事進行をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

農業委員の皆さまには改選後、初めての顔合わせでございますので、議事に入る前に農業委員の皆さまの紹介をいたします。

名簿席順により、まず、選挙委員を紹介いたします。

第1選挙区の福西委員です。

次に佐藤裕司委員です。

次に野村委員です。

次に河崎委員です。

次に浅野委員です。

次に第2選挙区の菊池利治委員です。

次に稲場委員です。

次に熊坂委員です。

次に細川委員です。

次に菊池 隆委員です。

次に山崎委員です。

次に第3選挙区の成田委員です。

次に村上委員です。

次に田井克廣委員です。

次に吉田委員です。

次に田井博行委員です。

次に選任委員で阿寒農業協同組合推薦の佐藤泰正委員です。

次に釧路丹頂農業協同組合推薦の大坂委員です。

次に北海道ひがし農業共済組合推薦の松下委員です。

この他に市議会推薦で2名の委員が選任となりますが、本年は市議会議員の改選となっておりますので臨時市議会の開催後、農業委員の推薦があったのち、委嘱状の交付をいたす予定です。

それでは議事に入りたいと思いますが、議事録署名人については、この後の議案で議席、会長が決まりましたら、会長から指名していただくことにいたします。

なお、会期は本日、5月1日の1日といたします。

それでは、議事にはいります。

議案第1号「議席の指定」であります。委員の議席は、釧路市農業委員会会議規則第7条の規定より、くじで行います。

番号くじが入った箱を現在の席順により持って回りますので、順次お引きください。お引きになった番号が皆さまの議席となります。

(くじを引き、席を決め、それぞれの席に各委員着席する)

臨時議長
永洞課長

次に、議案第2号「会長及び会長職務代理者の互選」についてであります。会長の選出は、「農業委員会等に関する法律第5条2項」及び「鉏路市農業委員会会議規則第2条」の規定、会長職務代理者の選出は「農業委員会等に関する法律第5条5項」及び「鉏路市農業委員会会議規則第3条」の規定により、投票又は指名推薦で選出することになっております。

会長1名、会長職務代理者2名を選出いたしたいと思っておりますが、会長、会長職務代理者の選出はできれば指名推薦で行いたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(議場より指名推薦の声あり)

ただいま、指名推薦との発言がありましたが、指名推薦でよろしいでしょうか。

(議場より承認の声あり)

臨時議長
永洞課長

それでは、会長、会長職務代理者は指名推薦で行いますので、どなたか会長と会長職務代理者2名を推薦していただきたいと思っております。

委員
松下委員

会長に野村照明委員、会長職務代理者に稲場洋二委員、田井博行委員を推薦いたします。

臨時議長
永洞課長

ただいま、会長に野村照明委員、会長職務代理者に稲場洋二委員と田井博行委員の指名推薦がございましたが、よろしいでしょうか。

(議場より承認の声あり)

臨時議長
永洞課長

以上により鉏路市農業委員会会長に野村照明委員、会長職務代理者に稲場洋二委員と田井博行委員に決定いたしました。

それでは、ただいま会長並びに会長職務代理者に就任されました方々に一言ずつご挨拶をいただきたいと思っております。

(野村会長、稲場洋二会長職務代理者、田井博行会長職務代理者挨拶)

臨時議長
永洞課長

次に、議案3号からの議案審議となりますが、会長が決まりましたので、ここで野村会長が議長となり進めていただきたいと思っております。

野村会長、議長席に移動をお願いいたします。

私はここで退席させていただきます。

ご協力いただきまして有難うございました。

(永洞課長が退席し、野村会長が議長席に移動)

議長
野村会長

それでは、この後の議案審議については、私が議長を務めて参りたいと思います。
よろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、本日の議事録署名人に1番 吉田重喜委員、2番 河崎忠委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事には入ります。

議案第3号「釧路市農業委員会専門委員会の設置」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
坂井事務局長

それでは6ページになります、議案第3号「釧路市農業委員会専門委員会の設置」について説明をいたします。

専門委員会の設置については、釧路市農業委員会専門委員会設置要領に基づき、釧路、阿寒、音別の各地区の専門委員会を設置するものであります。

なお、各地区の専門委員会に所属する委員名簿は7ページについてありますが、議案送付後、阿寒農業協同組合より推薦されております佐藤泰正委員が選任されておりますので、議案の下の修正案をご確認ください。

各地区の専門委員会設置についてご承認をいただければ、総会終了後、各地区で専門委員会を開催していただき、委員長を選任していただきたいと思います。

以上により、専門委員会の設置についてご審議を頂きたく、ご提案をいたします。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、議案第3号「釧路市農業委員会専門委員会の設置」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号「釧路市農業委員会専門委員会の設置」について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第3号「釧路市農業委員会専門委員会の設置」については、原案のとおり決定いたします。

それでは、通常の議案の審議に入ります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
坂井事務局長

それでは、議案書の8ページでございます、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は、農業委員会の決定を経て農用地の利用集積計画を定めることになっております。

今回は追加議案もございますので、お手数ですが議案書と追加議案書を合わせてご覧下さい。

議案書の9ページから11ページ目に、釧路地区で賃貸による利用権の設定が1件、追加議案書の2ページから5ページ目に、阿寒地区で売買による所有権の移転が1件ございます。

まず、議案書9ページの表の1番目でございますが、[]が所有する、[]の1筆、[]㎡の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の[]と[]氏との間で、年間[]円、期間は2年間で賃貸借による利用権の設定を致しました。

次に、追加議案書2ページの表の2番ですが、[]氏が所有する[]他15筆、合計[]㎡の農用地について、[]氏へ、[]円で売買による所有権の移転を行うものです。

以上、2件の農用地利用集積計画についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました農用地の利用集積計画の審議に入ります。

まず、1番を審議致しますが、1番につきましては議事参与の制限がございますので、[]委員と、[]の役員であります[]委員、[]委員、[]委員は退室して下さい。

([]委員、 []委員、 []委員、 []委員退室)

議長
野村会長

それでは、1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局
坂井事務局長

1番は、過去に農地利用集積円滑化事業で利用集積を行った農地について、同様の条件で、さらに期間を2年間延長するものです。

お手元に配布致しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書の1番をご覧下さい。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました1番について、審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番については原案のとおり決定いたします。

■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員は入室して下さい

(■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員入室)

議長
野村会長

それでは、2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局
坂井事務局長

2番は、「担い手支援農地保有合理化事業」によるものです。

■■■■氏が所有していた農地について、平成23年に■■■■
■■■■が売買により所有権を取得し、平成24年に2月1日から平成28年11月21
日まで■■■■氏に賃貸した後、■■■■氏が買い取り、所有権移転するものでしたが、
■■■■氏から早期買い取りの意向があり、本日ご提案致しました。

お手元に配布致しております農業経営基盤強化促進法 第18条第3項調査書の2番
をご覧ください。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました2番について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

総数と認め、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番については原案のとおり決定いたします。

それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

坂井事務局長

それでは、議案書の12ページでございます、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について説明致します。

農用地利用集積計画書の2番、共通事項では、「解約権の留保の禁止」で、利用権設定期間中の解約はできないこととなっております。

また、「利用権に関する事項の変更の禁止」で、利用権に関する事項の変更はできないこととなっておりますが、双方及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではないとされています。

さらに、その他で、農用地利用集積計画書に定めのない事項、及び、疑義が生じた場合は、双方及び市が協議して定めることとなっております。

以上を踏まえまして、順番にご説明致します。

今回は、鉦路地区で3件、阿寒地区で2件、資料は、議案書の13ページから23ページでございます。

まず、議案書13ページの表の1番ですが、平成26年6月30日開催の第4期第25回総会、議案第92号にて審議を行い、平成26年7月1日に鉦路市告示第262号で告示された、 氏が所有する、 他1筆、合計 ㎡の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の と、 氏との間で年間 円、期間は10年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、河川改修のために農地の一部が買収されたため、面積が ㎡に減少しましたので、賃貸借料の総額 円に減少しております。

次に、議案書13ページの表の2番ですが、平成24年12月3日開催の第4期第8回総会、議案第29号にて審議を行い、平成24年12月5日に鉦路市告示第391号で告示された、 氏が所有する、 他2筆、合計 ㎡の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の と、 氏との間で年間 円、期間は10年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、高速道路建設のために農地の一部が買収されたため、面積が ㎡に減少しましたので、賃貸借料の総額も 円に減少しております。

次に、議案書14ページの表の3番ですが、平成24年6月27日開催の第4期第3回総会、議案第14号にて審議を行い、平成24年6月28日に鉦路市告示第202号で告示された、 氏が所有していた、 の1筆、 ㎡の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の と 氏との間で年間 円、期間は6年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、所有者の他界により、子である 氏から相続の届け出がありましたので、所有者の変更を行いました。

次に、議案書14ページの表の4番ですが、平成23年5月31日開催の第3期第26回総会、議案第95号にて審議を行い、平成23年6月1日に釧路市告示第190号で告示された、[]氏が所有する、[]の1筆、[] m^2 の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の[]と[]氏との間で年間[]円、期間は6年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、高速道路建設のために農地の一部が買収されたため、面積が[] m^2 に減少しましたので、賃貸借料の総額も[]円に減少しております。

次に、議案書15ページの表の5番ですが、平成23年5月31日開催の第3期第26回総会、議案第95号にて審議を行い、平成23年6月1日に釧路市告示第190号で告示された、[]氏が所有する、[]他3筆、合計[] m^2 の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の[]と、[]と[]氏との間で年間[]円、期間は6年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、高速道路建設のために農地の一部が買収されたため、面積が[] m^2 に減少しましたので、賃貸借料の総額も[]円に減少しております。

以上、5件につきましては合意解約の届出と相続の届出がありましたので、後ほど報告致します。

以上5件の農用地利用集積計画の変更についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました農用地の利用集積計画の変更について審議を致しますが、1番から5番全てが[]に係る案件ですので、[]委員、[]委員、[]委員は議事参与の制限により退室となります。

また1番につきましては、[]に関する案件ですので、[]退室となり、2番につきましては、借り方としても[]が議事参与の制限がございます。

3番につきましては、[]が退室となります。

それでは、初めに1番の審議について、[]と[]委員、[]委員、[]委員の4名が退席し、議長を釧路市農業委員会会議規則第3条により、会長職務代理者の稲場洋二委員に替ります。

([]、[]委員、[]委員、[]委員 退室)

稲場会長
職務代理者

会長職務代理者の稲場です。

規則によりまして、会長に替り議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、1番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

稲場会長
職務代理者

質問がないようですので、採決いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

稲場会長
職務代理者

総数と認め、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」の1番については原案のとおり決定いたします。

それでは、ここで議長を交代します。

■■■■は、入室して下さい

(■■■■ 入室)

議長
野村会長

それでは、2番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」の2番については原案のとおり決定いたします。

次に、3番を審議致しますが、■■■■委員は議事参与の制限がありますので、退室して下さい。

(■■■■委員 退室)

議長
野村会長

それでは、3番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」の3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」の3番については原案のとおり決定いたします。

■■■■委員は、入室して下さい

(■■■■委員入室)

議長
野村会長

次に、4番と5番を一括審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」の4番と5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」の4番と5番については原案のとおり決定いたします。

■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員は、入室して下さい。

(■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員 入室)

議長
野村会長

次に、議案第6号「河川敷地利用権に係る許可申請」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
坂井事務局長

それでは、議案書24ページでございます、議案第6号「河川敷地利用権に係る許可申請」について説明致します。

本案件は、河川法第33条及び同法第34条の規定による許可申請であり、河川区域内の土地を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります、北海道知事の許可が必要となりますが、昭和39年、北海道土木部長通達により、河川敷地を農用地として利用するためには、農業委員会の意見書を添付することになっております。

今回は、釧路地区で1件、音別地区で1件の許可申請がありました。

はじめに、河川法第33条の規定による申請です。

議案書25ページの上段の表の1番、資料は26ページから31ページにございます。

北海道が管理する、仁々志別川の河川敷地、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX㎡について、占有者でありましたXXXXXXXXXX氏の他界に伴い、子でありますXXXXXXXXXX氏が、河川敷地占有の地位承継の許可申請を行うものです。

次に、議案書25ページの下段の表の1番につきましては、資料は32ページと33ページにございます。

北海道が管理する音別川の河川敷地について、XXXXXXXXXX氏が採草放牧地として占有許可を受けているXXXXXXXXXXの河川敷地、XXXXXXXXXX㎡を、経営規模拡大を図るXXXXXXXXXX氏に、河川敷地占有の権利譲渡の許可申請を行うものです。

以上2件について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは議案第6号「河川敷地利用権に係る許可申請」について審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第6号「河川敷地利用権に係る許可申請」の1番と2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第6号「河川敷地利用権に係る許可申請」の1番と2番については原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の議案は全て審議が終了しましたが、報告がまだですので、会務概要報告と報告3件について、事務局よりお願いします。

事務局
阿部次長

それでは会務を報告いたします。(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありました。報告の内容に関して、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

それでは報告案件が3件ございますので、最初に報告第1号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
阿部次長

それでは、議案書36ページの報告第1号「現況証明願」について報告致します。
登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記出来ないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届出れば足りることとなっております。

今回、釧路地区の市街化区域での申請が1件ございました。

議案書の37ページの表の1番は、■■■■■氏が所有する■■■■■及び■■■■■の2筆、公簿地目が畑となっている合計■■■■■m²の土地について、同氏の代理人である■■■■■氏より現況証明願の申請があり、平成27年4月14日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況はいずれも農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地と公衆用道路でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第1号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
阿部次長

それでは、議案書41ページ目の報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回、釧路地区で2件の届出がありました。

議案書42ページ目の表の1番は、被相続人■■■■■氏が所有地していた■■■■■他■■■■■筆、いずれも現況地目が畑である、合計■■■■■m²の農用地を相続人、■■■■■氏が

平成26年10月15日、相続により所有権を取得したことにより、平成27年3月19日に■■■■氏から、その旨届出があり、平成27年3月23日に受理書を発行致しました。

議案書42ページ目の表の2番でございますが、こちらも被相続人、■■■■氏が所有していた■■■■の1筆、現況地目が畑である、■■■■㎡の農用地を相続人、■■■■氏が平成26年10月15日、相続により所有権を取得したことにより、平成27年3月18日に■■■■氏から、その旨届出があり、平成27年3月23日に受理書を発行致しました。

以上、2件について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
阿部次長

議案書の43ページにございます報告3号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において、合意解約した場合は、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨、農業委員会に通知することになっております。

今回、釧路地区で4件、阿寒地区で2件、音別地区で1件の届出がありましたので報告します。

議案書44ページの表の1番は、先ほど議案第5号でご審議頂きました、河川改修に伴い利用権を設定していた農地の一部が買収されるため、その部分の合意解約を行ったもので、資料が議案書46ページと47ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■のうち買収される部分が■■■■㎡で、地番は■■■■が付与されており、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■と■■■■氏との間で、平成26年1月27日に合意解約を行い、平成27年4月13日に通知がありました。

議案書44ページの表の2番は、先ほど議案第5号でご審議頂きました高速道路建設に伴い利用権を設定していた農地の一部が買収されるため、その部分の合意解約を行ったもので、資料が議案書46ページと48ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■のうち買収される部分が■■■■㎡で、地番は■■■■が付与されており、■■■■のうち買収される部分が■■■■㎡で、地番は■■■■が付与されており、合計■■■■㎡になります。

この2筆について、■■■■氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■と、■■■■氏との間で、平成26年8月2

7日に合意解約を行い、平成27年4月13日に通知がありました。

次に、議案書44ページの表の3番と4番ですが、いずれも所有者は■■■■氏であります。

3番は、資料が議案書の46ページと49ページにあります。

■■■■他1筆、合計■■■■㎡の農地を貸主の■■■■氏と、借主の■■■■氏及び、■■■■氏との賃貸借について、平成27年3月17日に合意解約し、平成27年4月7日に通知がありました。

4番は、資料が議案書の46ページと50ページにあります。

■■■■他7筆、合計■■■■㎡の農地を貸主■■■■氏と、借主の■■■■氏及び、■■■■氏との賃貸借について、平成27年3月16日に合意解約し、平成27年4月7日に通知がありました。

続きまして、議案書45ページ目の表の5番と6番も、先ほど議案第5号でご審議頂きました高速道路建設に伴い利用権を設定していた農地の一部が買収されるため、その部分の合意解約を行ったものです。

5番は、資料が議案書51ページと52ページにあります。

■■■■氏が所有する、■■■■のうち買収される部分が、■■■■㎡で、地番は■■■■、■■■■、■■■■、■■■■が付与されており、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■と■■■■氏との間で、平成26年5月11日に合意解約を行い、平成27年4月13日に通知がありました。

6番は、資料が議案書51ページと53ページにあります。

■■■■氏が所有する、■■■■のうち買収される部分が■■■■㎡で、地番は■■■■、■■■■、■■■■が付与されており、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■と■■■■氏との間で、平成26年5月11日に合意解約を行い、平成27年4月13日に通知がありました。

最後に、議案書45ページ目の表の7番ですが、資料が54ページと55ページにあります。

■■■■氏が所有する、■■■■番他7筆、合計■■■■㎡の農地について、貸主でありました■■■■氏と借主でありました■■■■氏との間で、平成27年4月2日に合意解約を行い、同日通知がありました。

以上、7件の合意解約について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出」について、質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、これを持ちまして本日議事、全部が終了致します。

この後、事務局から連絡事項等があるそうですが、その他、何かありませんか。
なければ、本日の総会を閉会致します。
ありがとうございました。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成27年5月1日

議 長

野村 照 明

署名委員

吉田 康 彦

署名委員

河野 忠